

# 関係省庁の支援措置について

平成30年6月1日  
小さな拠点・地域運営組織の形成に関する  
都道府県担当者説明会

# 目次

- **総務省**      **総務省における集落ネットワーク圏と地域運営組織の形成に対する支援について**……2
- **農林水産省**      **農山漁村振興交付金について** ……………5
- **国土交通省**      **国土交通省における「小さな拠点」の形成の取組について** ……………10
- **厚生労働省**      **介護保険制度における日常生活支援体制の整備の取組について** ……………14
- **文部科学省**      **廃校施設等の有効活用について** ……………21
- **経済産業省**      **中小ガソリンスタンド向け補助金と自治体によるSS過疎地対策計画の策定について** 31

# 総務省における集落ネットワーク圏と 地域運営組織の形成に対する支援について

---

平成30年6月1日(金)

総務省 地域力創造グループ 過疎対策室

# 集落ネットワーク圏の推進

(まち・ひと・しごと創生総合戦略：「小さな拠点」の形成関連)

- 過疎地域等においては、小規模化・高齢化により集落機能が低下し、生活の維持が困難な集落が増加。
- 個々の集落では様々な課題の解決が困難なケースもあることから、より広い範囲で、基幹集落を中心に複数集落で「集落ネットワーク圏」を形成し、集落を活性化する取組が必要。

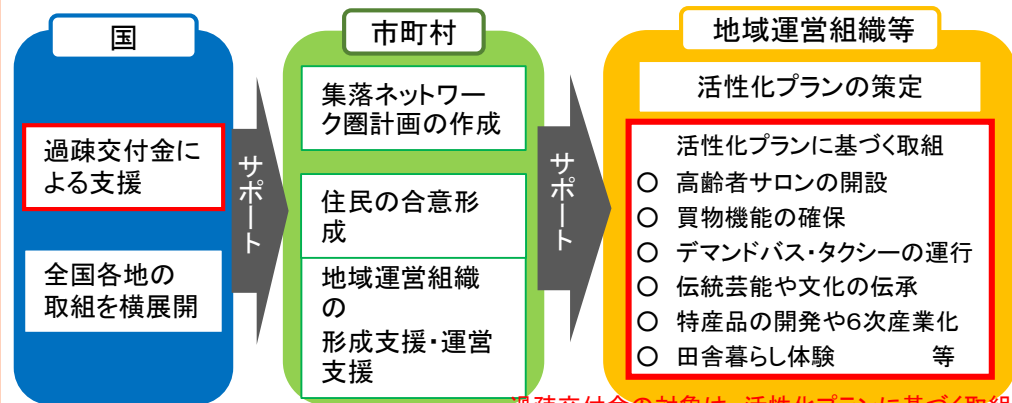
## 集落ネットワーク圏のイメージ

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとして集落機能を確認することにより、持続可能な暮らしを実現



## 過疎地域等自立活性化推進交付金 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織 (地域運営組織等)  
※交付金の申請は市町村が実施
- (3) 交付額 1事業当たり 2,000万円以内
- (4) 平成30年度予算額 4.0億円 (平成29年度予算額 4.0億円)
- (5) 対象事業 活性化プランに基づく集落機能の維持・活性化に資する取組

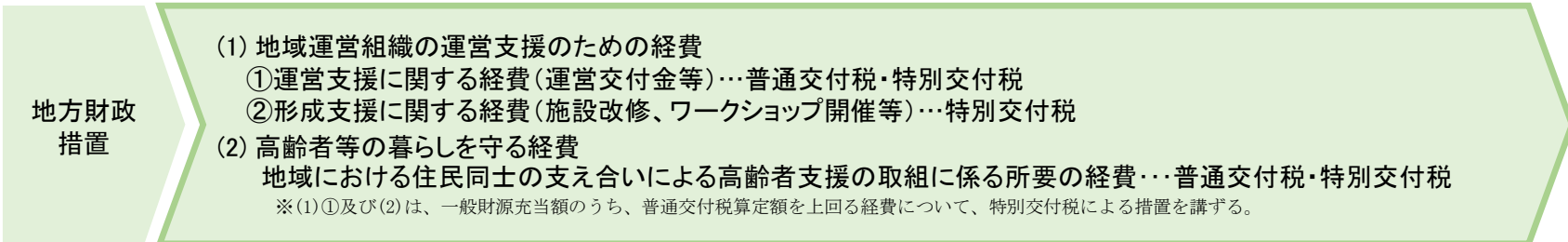
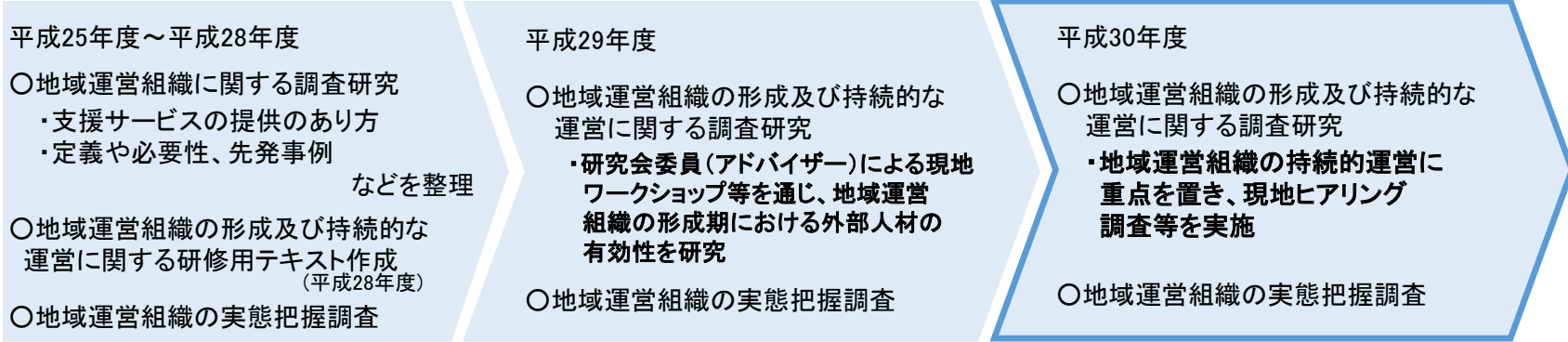
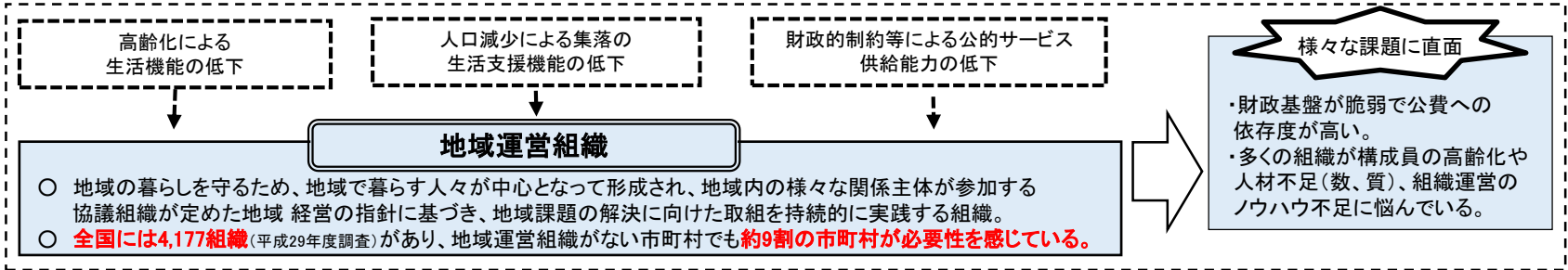


過疎交付金の対象は、活性化プランに基づく取組

# 地域運営組織の形成

H30予算 0.1億円

○ 地域の課題解決のための住民による取組体制の確立のため、地域における多様な主体を包摂し、連携させる地域運営組織の形成及び持続的な運営を確保する方策について調査研究を実施。



# 農山漁村振興交付金について

農林水産省 農村振興局 農村政策部  
農村計画課

## 63 農山漁村振興交付金

【10,070(10,060)百万円】

(平成29年度補正予算 345百万円)

### 対策のポイント

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等と連携した取組や農山漁村への定住等を促進し、農山漁村の振興を図ります。

### <背景/課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市部においては、農山漁村の価値が再認識されています。
- ・こうした中、都市と農山漁村を人々が行き交う社会を実現し、すべての住民が農山漁村で生き生きと暮らしていける環境を創り出すことが重要です。
- ・そのため、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

### 政策目標

- 平成32年度までに、都市と農山漁村の交流人口を1,450万人まで増加させる
- 平成37年度の農村部の人口が2,151万人を下回らないよう人口減を抑制する

### <主な内容>

#### 1. 農山漁村普及啓発対策

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じて都市と農山漁村の「交流」や「定住」を促進するため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会の創出のための地域の活動計画づくりや都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組などを支援します。

#### 2. 農山漁村交流対策

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進するため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行（「農泊」）をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者の受入等の取組を支援します。

#### 3. 農山漁村定住促進対策

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援します。

（事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等）  
交付率：定額、1/2等

お問い合わせ先：

1 に関すること

農村振興局農村計画課 (03-6744-2203)

2 に関すること

農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

3 に関すること

農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。

普及啓発

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じて都市と農山漁村の「交流」や「定住」を促進するため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらおう」機会の創出のための地域の活動計画づくりや都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組などを支援。

地域活性化対策

農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動を支援

事業実施主体：地域協議会  
実施期間：上限2年等  
交付率：定額（上限500万円等）



活動計画づくり



庭先集出荷

都市農業機能発揮対策

農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を発揮する取組のほか、農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援

事業実施主体：地域協議会等  
実施期間：上限2年等  
交付率：定額（上限200万円等）



マルシェの開催

交流

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進するため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行（「農泊」）をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者の受入等の取組を支援。

農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げや宿泊施設の整備等を一体的に支援

事業実施主体：地域協議会等  
実施期間：上限2年等  
交付率：定額、1/2等



農作物収穫体験



古民家等の改修

農福連携対策

福祉農園等を整備する取組に加え、障害者の適性を踏まえた農業活動を行うための取組を支援

事業実施主体：地域協議会等  
実施期間：上限1年等  
交付率：定額、1/2



障害者による玉ねぎ収穫



高齢者のいきがい農園の整備

定住促進

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援。

山村活性化対策

山村の所得の向上や雇用の増大に向け、山菜や薪炭等の山村の特色ある地域資源等の潜在力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援

事業実施主体：地域協議会等  
実施期間：上限3年等  
交付率：定額（上限1,000万円等）



地域産品の加工・商品化

農山漁村活性化整備対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援

事業実施主体：都道府県、市町村等  
実施期間：上限5年等  
交付率：定額、1/2等



農産物直売施設



味噌加工施設



## 「農泊」の推進

【345百万円】

### 対策のポイント

I C T等の活用により、農家民宿等の宿泊施設と農家レストラン等の飲食施設との間といった施設間連携を通じ、顧客満足度向上と生産性向上の実証支援を通じ、持続的なビジネスとしての農山漁村滞在型旅行（「農泊」※）を推進します。

※ 「農泊」とは、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在のこと。

### <背景／課題>

- ・都市農村交流の1つである農家民宿の取組は、農山漁村地域の活性化に大きな役割を果たしていますが、近年、訪日外国人の増大や個人旅行志向など、経営環境が変化しており、従来の経営ノウハウから脱却し、顧客ニーズを捉えた経営へと変革を進める必要があります。
- ・このため、限られた経営資源を効率的に活かす観点から、I C T等を活用した農家民宿等の宿泊施設と農家レストラン等の飲食施設が連携することによる泊食分離を推進し、顧客満足度向上や生産性向上を図り、「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った農山漁村地域を創出します。

### 政策目標

I C T等を活用した生産性の高い泊食分離に取り組む農山漁村地域の売上高を50%以上向上

### <主な内容>

#### 農山漁村振興交付金（農山漁村滞在型旅行泊食分離実証事業）

限りある経営資源を効率的に生かすため、I C T等を活用した「泊・食・体験」サービスの向上・充実に取り組む意欲ある農山漁村地域を対象として、

- ・宿泊施設と飲食施設のスムーズな連携に向けたI C Tの活用実証
- ・食材ロス低減、食材の常時提供等に向けた食材管理システムや鮮度保持冷凍システム等の導入
- ・付加価値の高い、旬の地元食材を活用した食コンテンツの開発
- ・地域の食を提供する農家レストランやセントラルキッチン等の整備
- ・顧客ニーズを捉えた、収益性の確保が可能な体験コンテンツの開発及びコンテンツ提供に必要な条件整備
- ・宿泊施設の改修

等ソフトとハードの取組を一体的に支援します。

（ 交付率：定額、1／2  
事業実施主体：市町村、地域協議会等 ）

[お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)]

# 「農泊」の推進

[平成29年度補正予算額 345百万円]

**限られた経営資源を効率的に生かし、農家民宿等の宿泊施設と農家レストラン等の飲食施設との間といった施設間連携による生産性向上**に取り組む農山漁村地域への支援

## 事業内容

(農山漁村振興交付金(農山漁村滞在型旅行泊食分離実証事業))

- ・農家民宿等の経営資源を宿泊に、飲食機能は農家レストラン等に集中(泊食分離)させることにより、**地域全体の生産性を向上**。
- ・**顧客ニーズを満たす旬の地元食材を用いた食コンテンツを提供**すると同時に、**生産性向上で生まれた経営資源を地域の更なる魅力向上に投資**

## 現状

- ・農家民宿では、「泊・食・体験」を一体的に提供を行っており、限られた経営資源の環境では、各サービスの高付加価値化が困難
- ・インバウンドや個人客の獲得に向け、各サービスの高付加価値化が必要



お客さんを囲んだ夕食



農家民宿の調理室



農家民宿の夕食



地域資源(棚田)

## 期待される生産性革命 ～泊食分離の推進～

### 食コンテンツの高付加価値化



地元の旬の食材



古民家を活用した農家レストラン



ジビエを活用した夕食



伝統工芸品の活用

ICTや食品加工を活用し、

- ・宿泊施設 ⇄ 飲食施設で顧客情報の共有
- ・食材のこだわりを訴求した予約システム、食材在庫管理システム
- ・「地域の味」をデータベース化し、旬の食材、客のオーダーに応じたレシピ提案
- ・旬のジビエ肉の長期保管や食品加工技術を活用した新規メニュー開発

### 政策目標

ICT等を活用した生産性の高い泊食分離に取り組む農山漁村地域の売上高を50%以上向上



快適な宿泊施設



古民家を活用した宿泊施設

### 宿泊サービスの高付加価値化



### 魅力的な体験コンテンツ



地域に伝わる農耕儀礼



地域の自然・景観を活かしたアクティビティ

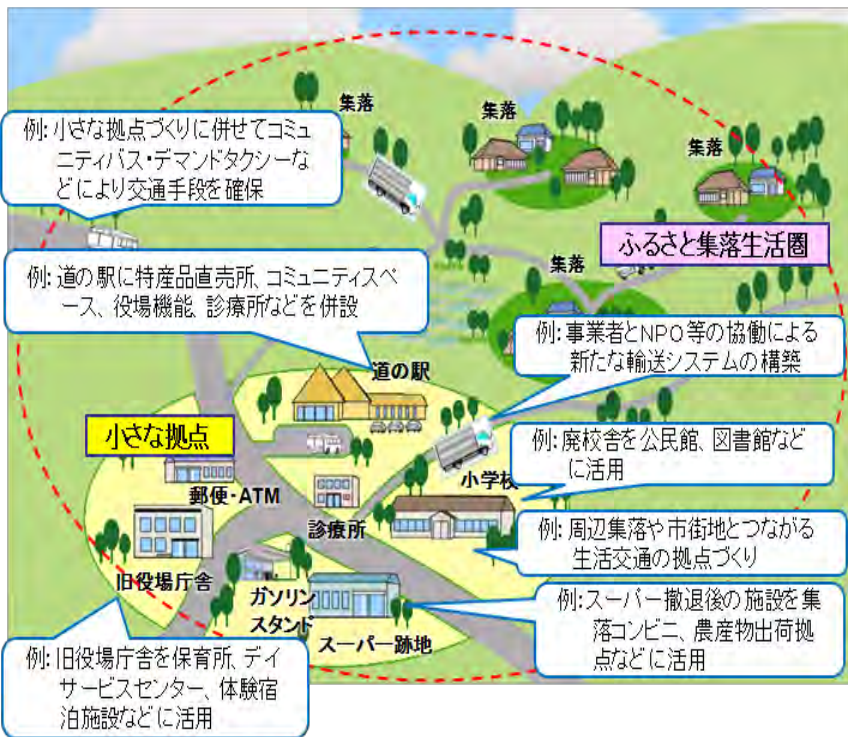
# 国土交通省における「小さな拠点」の形成の取組について

国土交通省 国土政策局  
地方振興課

# 「小さな拠点」の形成推進

人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進する。

このため、「小さな拠点」の形成に取り組む地域について、既存施設を活用した生活機能の再編・集約に係る改修等の施設整備に対し支援を行う。



「小さな拠点」: 日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結んだ地域の拠点

## ○補助制度の概要

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業  
(集落活性化推進事業費補助金)

- 対象地域: 過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域
- 実施主体: 市町村、NPO法人等 (間接補助)
- 補助率: 1/2以内(市町村)、1/3以内(NPO法人等)
- 対象事業  
既存施設を活用した、小さな拠点の形成に向けた生活機能の再編・集約に係る改修等

# 地域内の共同輸配送等の調査支援

○改正物流総合効率化法に基づく総合効率化計画※の策定のための調査事業等の支援を実施。

※総合効率化計画は、物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、2以上の者の連携を前提とした多様な取組が対象。

## 事業概要

### 1. 補助対象事業者

荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会

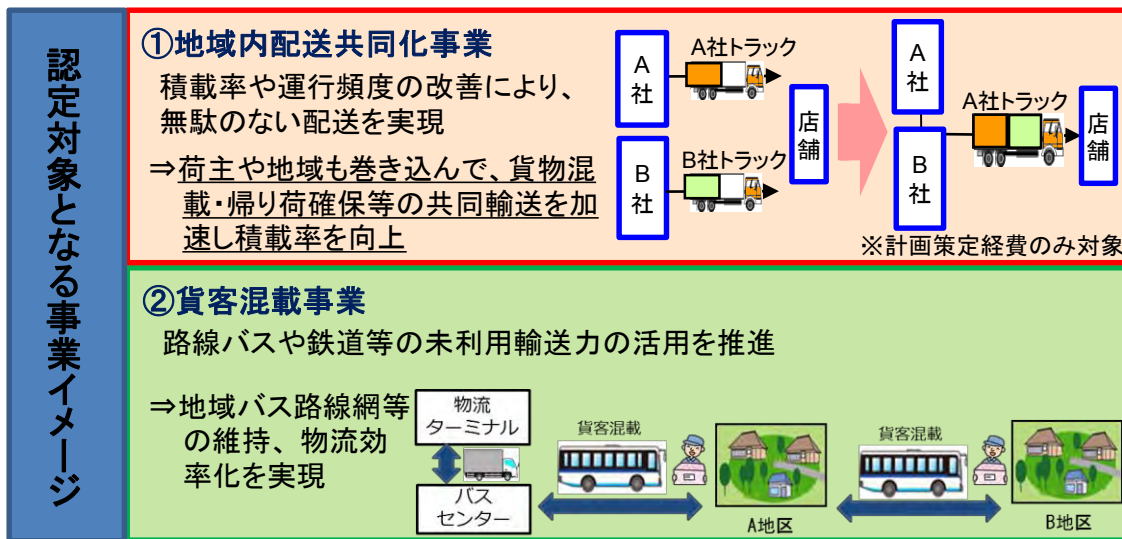
### 2. 補助対象経費(補助率)

計画策定経費(定額(上限200万円))、運行経費※(最大1/2)

※総合効率化計画に基づき実施する事業であって、発荷主から着荷主までの輸送距離が概ね30km以上ある貨物自動車による輸送において、複数荷主の貨物を集約して、積載率の向上、走行車両台数及びCO<sub>2</sub>排出量の削減を図るものであり、輸送の集約化に伴って新たに発生する増加分の運行経費が対象。

3. 平成29年度予算額 : 39百万円

平成30年度予算決定額: 38百万円



○ 省力化された効率的な物流の実現

⇒潜在的輸送力を活用し、多様なニーズに応える効率化した物流を実現

○ トラックドライバー不足の解消

⇒就業環境の改善等による人材確保と併せ、省力化により物流機能を維持

○ CO<sub>2</sub>排出量の大幅な削減

⇒社会への貢献度の高い物流の実現

# 地域公共交通確保維持改善事業

平成30年度予算額 209億円  
【平成29年度補正予算額 25億円】

地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援

## 地域の特性に応じた生活交通の確保維持

### <支援の内容>

- 幹線バス交通の運行  
地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援。
- 地域内交通の運行  
過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入等を支援。
- 離島航路・航空路の運航  
離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援。

## 快適で安全な公共交通の構築

### <支援の内容>

- ノンステップバスの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備 等
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新 等

地域公共交通再編実施計画を実施する際には、まちづくり支援とも連携し、支援内容を充実

## 地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し

### <支援の内容>

- 地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査
- 地域公共交通再編実施計画の策定に係る調査
- 地域公共交通網形成計画等に基づく利用促進・事業評価

地域公共交通網形成計画

地域公共交通再編実施計画

国の認定

## 地域公共交通ネットワーク再編の促進

### <支援の内容>

- 国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に基づく事業の実施  
・地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編やデマンド型等の多様なサービスの導入 等

## 【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援

### <支援の内容>

- 被災地の幹線バスの運行(※)
- 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行

※福島県の原子力災害被災地域における避難住民の帰還を促進するため、幹線バスに係る特例措置を拡充。

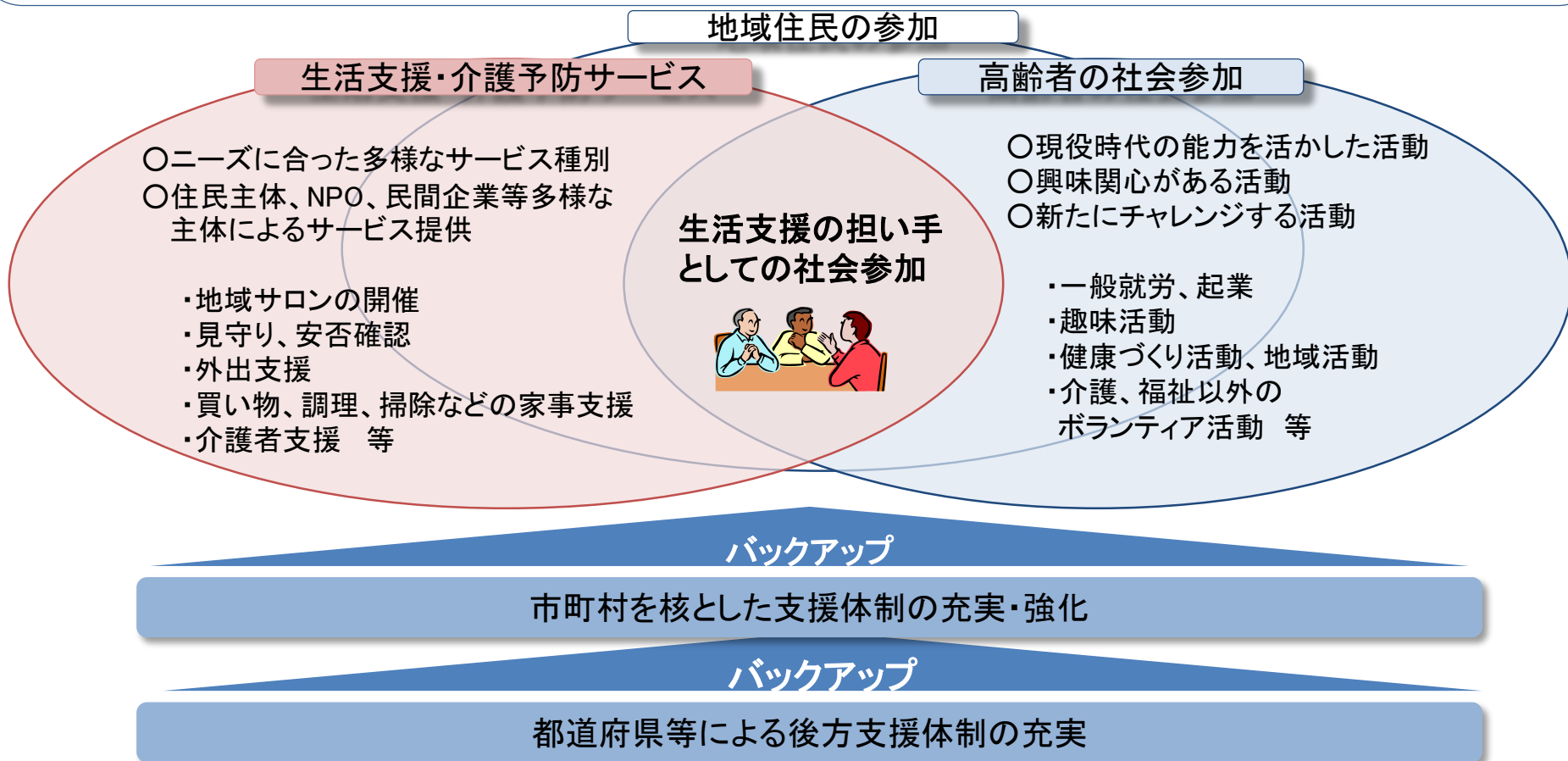
平成30年度予算額 12億円  
(東日本大震災復興特別会計：復興庁一括計上分)

# 介護保険制度における日常生活支援体制の 整備の取組について

厚生労働省 老健局 振興課

# 生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

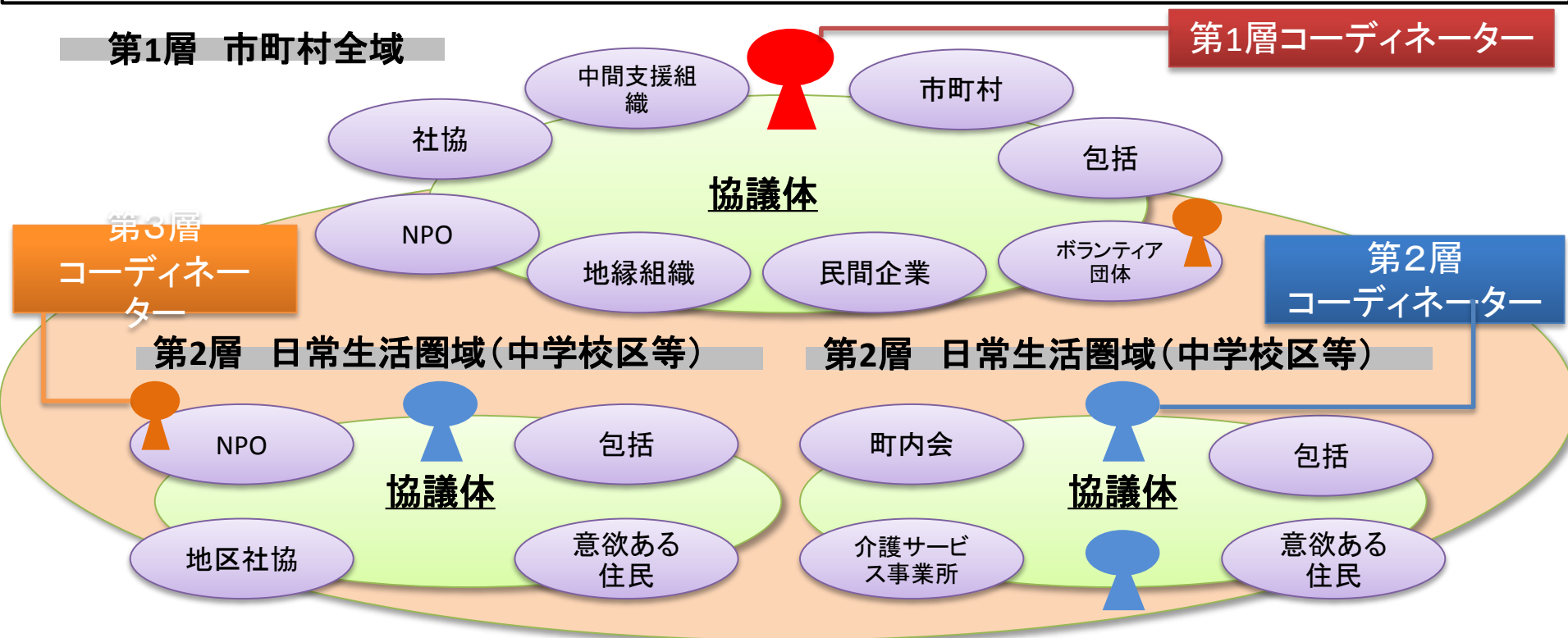
- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、**生活支援**の必要性が増加。**ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。**
- 高齢者の介護予防が求められているが、**社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。**
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「**生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)**」の配置などについて、**介護保険法の地域支援事業に位置づける。**



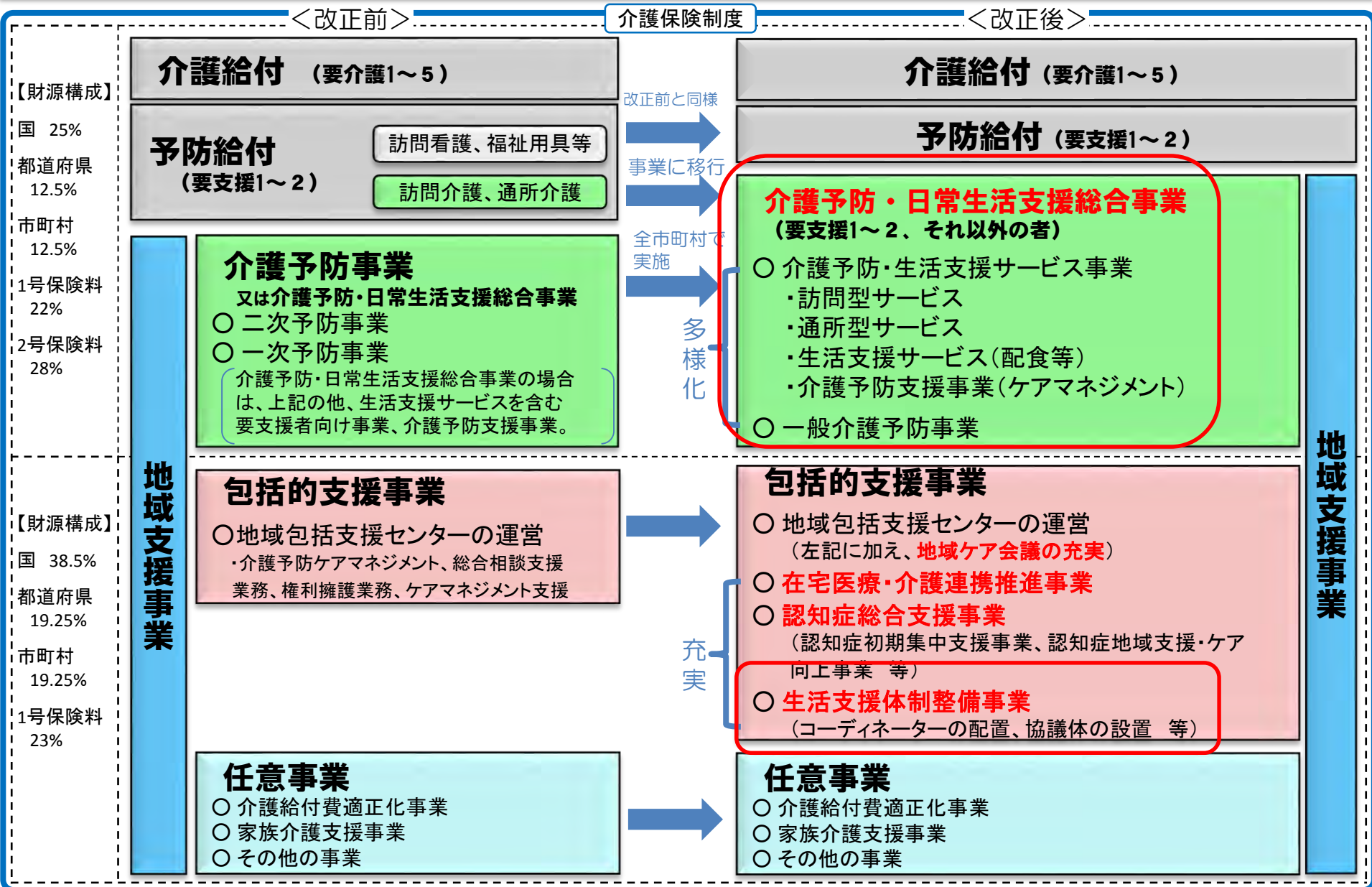


# コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ

- コーディネーターとして適切な者を選出するには、「特定の団体における特定の役職の者」のような充て職による任用ではなく、例えば、先に協議体を設置し、サービス創出に係る議論を行う中で、コーディネーターにふさわしい者を協議体から選出するような方法で人物像を見極めたうえで選出することが望ましい。
- 協議体は必ずしも当初から全ての構成メンバーを揃える必要はなく、まずは最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やす方法も有効。
- 住民主体の活動を広める観点から、特に第2層の協議体には、地区社協、町内会、地域協議会等地域で活動する地縁組織や意欲ある住民が構成メンバーとして加わることが望ましい。
- 第3層のコーディネーターはサービス提供主体に置かれ、利用者と提供者のマッチング(利用者へのサービス提供内容の調整)を行うが、その提供主体の活動圏域によっては、第2層の圏域を複数にまたがって活動が行われたり、時には第1層の圏域を超えた活動が行われたりすることも想定される(体制整備事業対象外)



# 新しい地域支援事業の全体像(平成26年改正前後)



## 地域づくり部署と福祉部署の連携の推進

- 市町村が行う生活支援体制整備事業は、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることを目的としているが、地方創生関連事業等で施策の方向性が類似する場合があります、限られた人材・事業費の中で地域の課題を解決し、高齢者の生活支援ニーズの充足を推進するためには、多様な主体・各種施策と積極的な連携・協働を図る必要がある。
- このため、各種施策との連携のポイントをまとめたガイドブックを作成し、市町村へ周知している。



出典) 平成29年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「地域づくりにおける生活支援体制整備事業と地域づくりに関する各種事業との連携に関する調査研究事業」(平成30年3月 Community Life Support Center)

### 主な内容

- 連携の目的・意義
- 連携の事例
- 連携推進の課題
- 連携をすすめる7つのポイント
- 連携のための仕掛け

(マニュアルP.17)

- 基礎自治体における傾向
  - 福祉部門のみで考えがちな組織風土
    - … 国の法令等に基づく“事務”という受動的体質の傾向
  - 基礎自治体の主体性の欠如
  - 情報共有、ともに考える場の不足
  - 庁内連携体制の欠如
  - 柔軟性が低く、連携しにくい制度にしがち
    - … 制度そのものが、逆に連携の阻害要因となっていないか
- 住民活動における傾向
  - 基礎自治体の進め方により、地域内連携が左右されがち

(マニュアルP.24～26)

- 分野横断的に学び合える機会の創出
- 地域における様々な協議の場(まちづくり協議会、地域振興協議会等)への参加
- 地域にある相談支援機関(地域包括支援センター等)との交流を通じた連携構築 等

(マニュアルP.21)

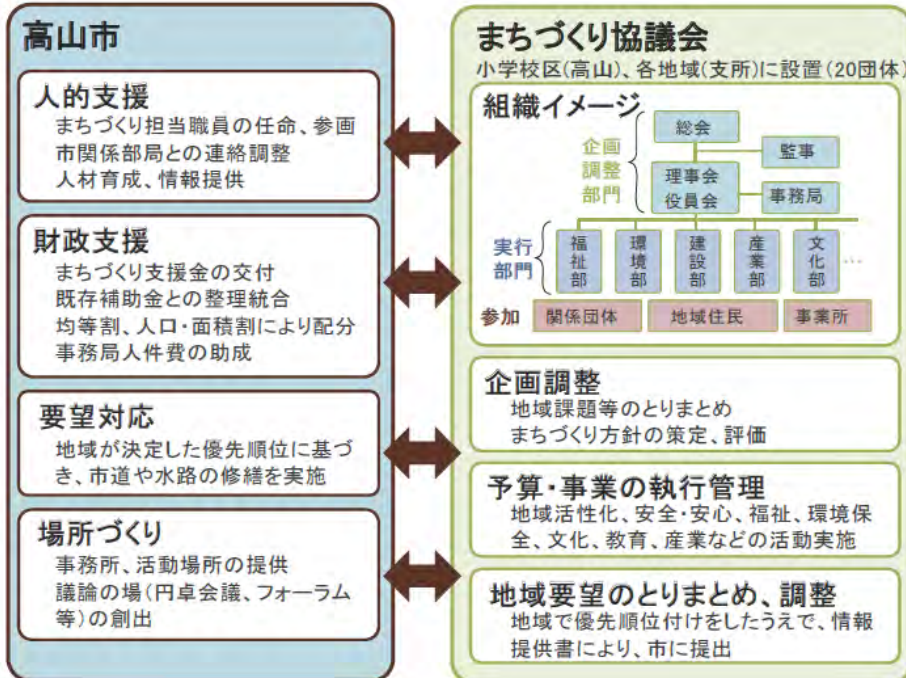
- 1 全庁的な体制づくり
- 2 地域のもつ横断性を損なわない
- 3 福祉部局内での連携強化
- 4 制度は細かく規定しすぎない
- 5 地域に出る 住民の声を聞く
- 6 関係主体間における目的、方針、成果の共有
- 7 検証と改善を繰り返し、共有していくこと

# 地域づくり部署と福祉部署の連携の推進(取組事例①)

## 岐阜県高山市 (まちづくり施策×福祉施策)

- 2015～2016年度
  - ・ 協働のまちづくりの全市的な重点取り組みとして「防災」と「福祉」とすることが確認され、まず、「防災」関連の事業や活動を展開。
  - ・ 地域の現状や課題を地域で把握できるように、防災を通じて住民参加を促した。
- 2017年度
  - ・ 「福祉」について、まず最初に、まちづくり協議会において福祉研修会を開催し、活動の方向性を話し合った。
  - ・ 高山市社会福祉協議会は、これまでも各地区のまちづくり協議会と各事業・活動で協働を重ねてきたが、福祉研修会を機に、より協働の重要性・有効性を再確認し、市と市社協が密接に連携し、まちづくり協議会とともに地域福祉活動を推進していくことを確認。
  - ・ 高山市社会福祉協議会では、生活支援体制整備事業を受託し、まちづくり協議会との連携による取組を推進している。

### 協働の町づくりに関する市の関わり(イメージ)



出典)平成29年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「地域づくりにおける生活支援体制整備事業と地域づくりに関する各種事業との連携に関する調査研究事業」(平成30年3月 Community Life Support Center)

## 地域づくり部署と福祉部署の連携の推進(取組事例②)

### 高知県越知町(中大平地区)(産業施策×福祉施策)

- 「おち駅」で販売する地場産品が、ふるさと納税の返礼品として人気を博し、品不足となり、相談を受けた産業課が、自家用の畑作に熱心な高齢者から野菜の提供をしてもらえば、商品確保とともに、生きがいがづくりになると思いつき、地域包括支援センターの保健師に相談。
- 暮らしに根ざした介護予防を考えていた保健師は、集落支援を行う企画課に相談し、集落支援員の協力を得る。
- 保健師が住民への働きかけを行うとともに、地区で民生委員を務めている地域のキーパーソンの賛同を得て、産直活動の実施に至った。
- 畑が介護予防や見守りに繋がるとともに、産業振興にもなっている。

越知町中大平地区



月曜日の出荷作業  
「集まってわいわいするのが楽しみ」



「おち駅」の陳列棚に並ぶ  
中大平地区の野菜



中大平地区

出典)平成29年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業  
「地域づくりにおける生活支援体制整備事業と地域づくりに関する  
各種事業との連携に関する調査研究事業」(平成30年3月  
Community Life Support Center)

# 廃校施設等の有効活用について

～文部科学省「みんなの廃校」プロジェクト～

平成30年6月1日（金）

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課



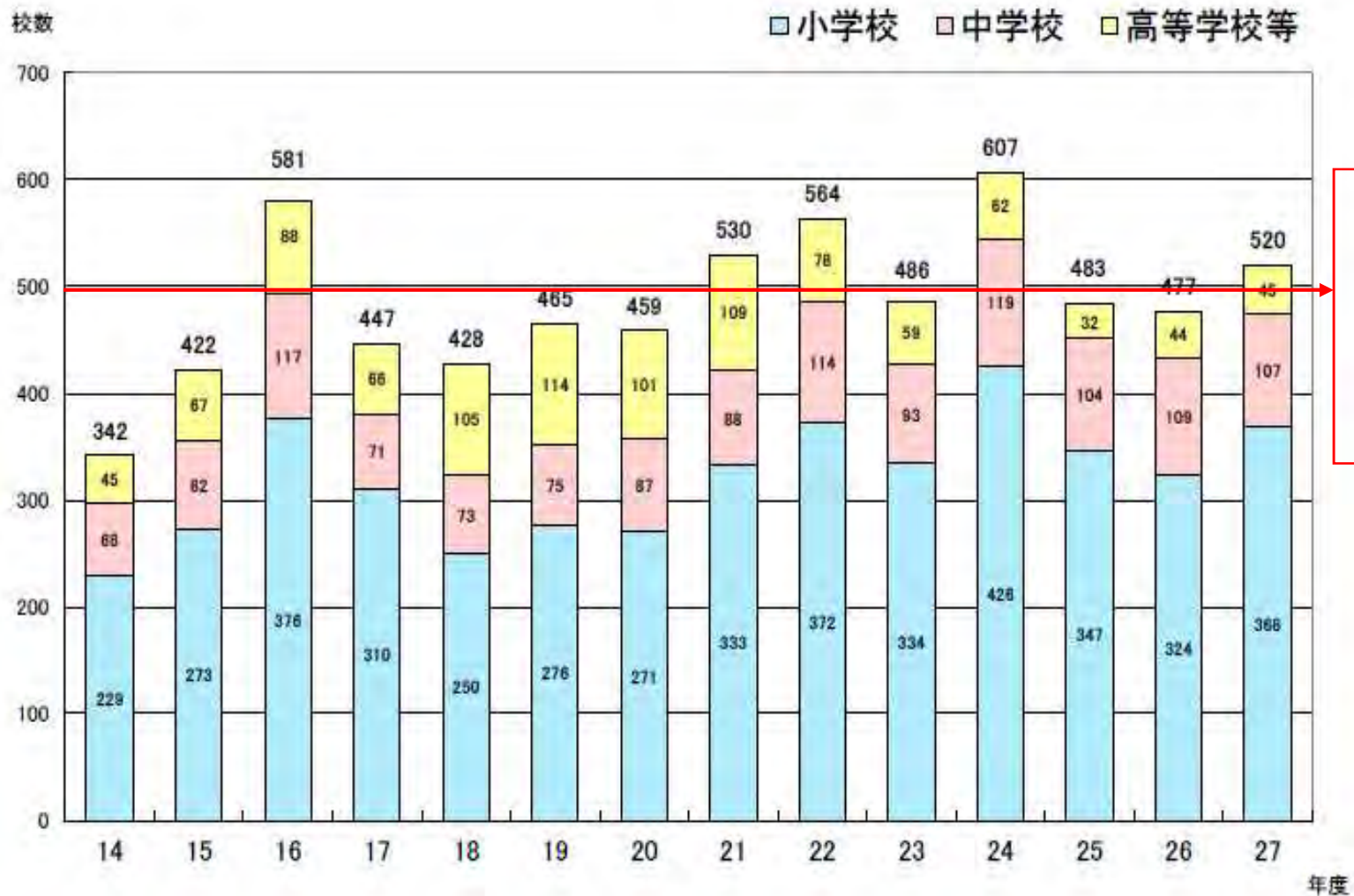
廃校舎。

何に使われているのでしょうか。



# 廃校の発生状況

【図1】 公立学校の年度別廃校発生数（平成14年度～平成27年度）



毎年約500校。  
H28年度時点で  
6,811校が  
廃校に。  
(平成14～27年度  
累計)

出典：平成28年度廃校施設活用状況実態調査（文部科学省）

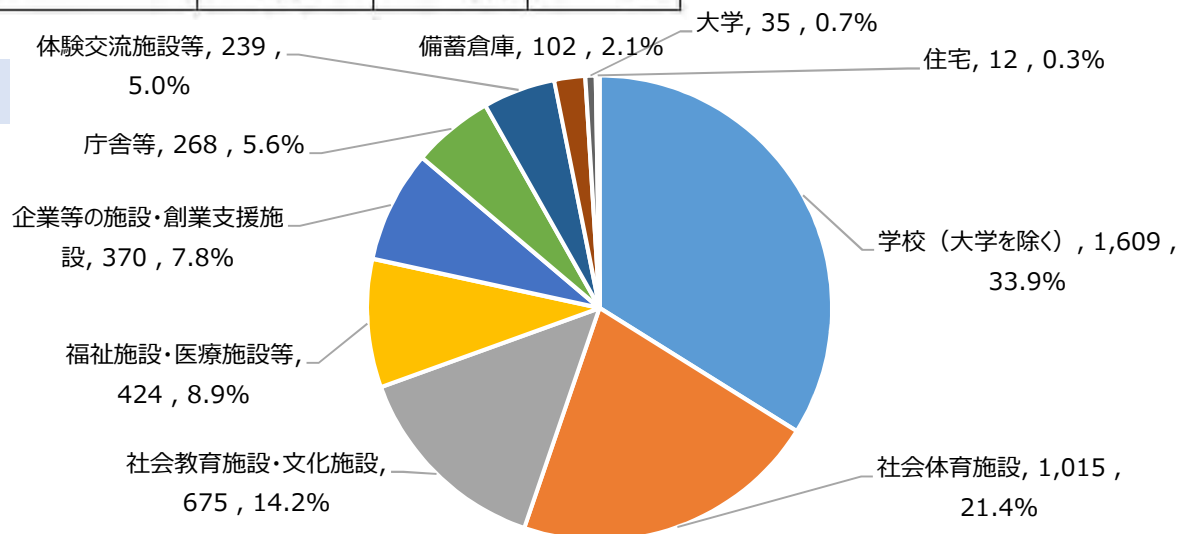


# 廃校の活用状況

【図2】廃校の活用状況

廃校年度		平成14年度～平成27年度 (平成28年5月1日現在)	
廃校の数(A)	小学校	(校)	4,489
	中学校	6,811	1,307
	高等学校等		1,015
施設が現存している廃校の数(B)	x 100(%) B/A	(校)	(%) 5,943 87.3
活用されているもの(a)	a/B	4,198	70.6
活用されていないもの(b)	b/B	1,745	29.4
活用の用途	決まっている(c)	c/B	314 5.3
	決まっていない(d)	d/B	1,260 21.2
取壊しを予定(e)	e/B	171	2.9
現存する施設なし(C)	C/A	868	12.7

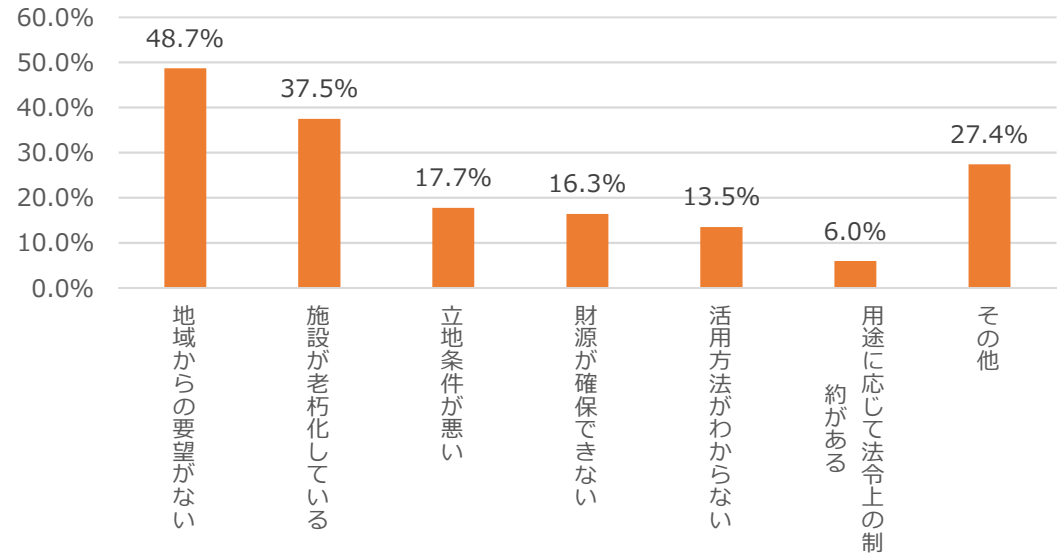
主な活用用途



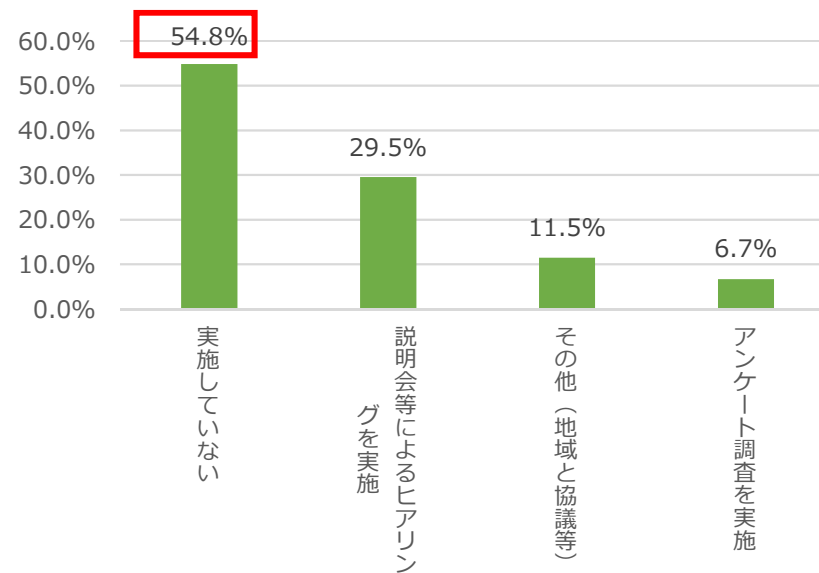
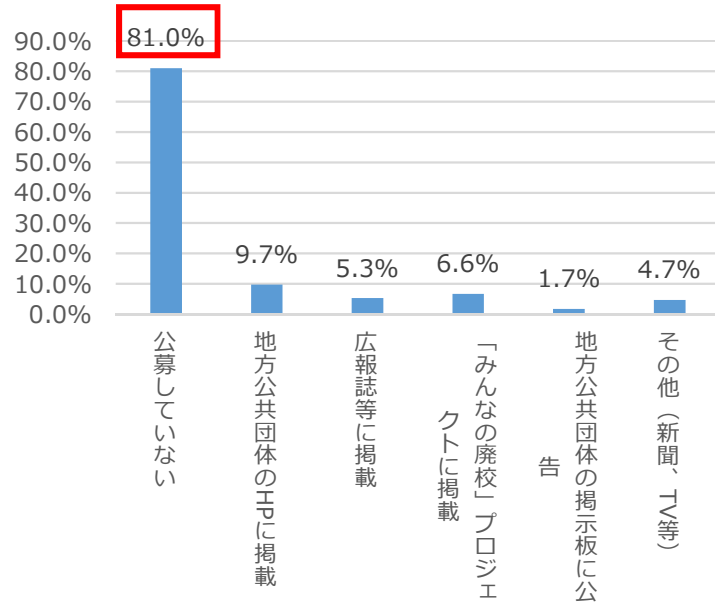
出典：平成28年度廃校施設活用状況実態調査（文部科学省）

# 廃校の活用状況

【図3】活用の用途が決まっていない理由



【図4】未活用1,260校の公募・意向聴取の状況



出典：平成28年度廃校施設活用状況実態調査（文部科学省）

## 廃校活用の課題

### ① 自治体側への廃校活用に関する情報提供

- 自治体において廃校施設の活用用途が決まっていない理由として、「施設の老朽化」「立地条件の悪さ」「財源が確保できない」等の理由がある。  
↓
- 全国各地の廃校活用事例や、転用施設の改修に対する国庫補助制度について、文部科学省から情報提供することで、自治体に廃校活用について積極的に検討していただけるようにする。

### ② 活用希望企業等とのマッチング

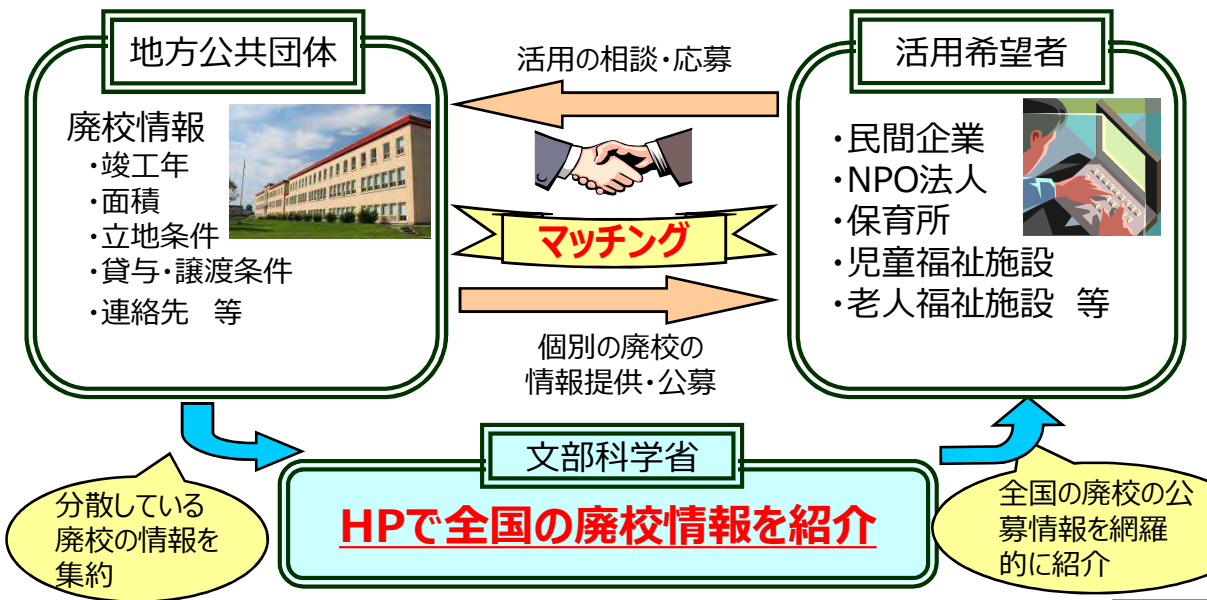
- 自治体単独では、廃校施設を活用したい企業等へのPRに限界がある。  
↓
- 文部科学省ホームページにおいて、全国に活用を募集する廃校施設等に関する情報を掲載し、広く全国の民間企業等に周知する。



文部科学省「みんなの廃校」プロジェクト

# 文部科学省の取組 ～「みんなの廃校」プロジェクト～

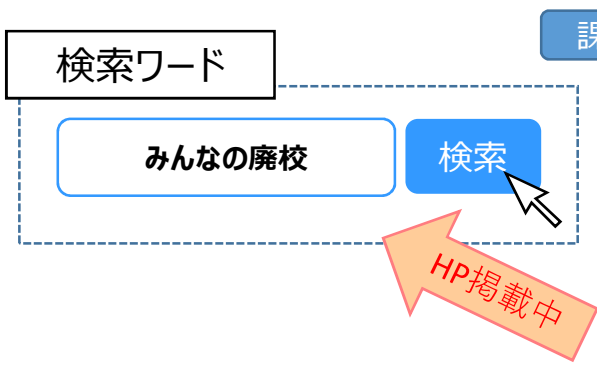
文部科学省では、廃校活用推進のため、平成22年9月に「みんなの廃校」プロジェクトを立ち上げ、活用事例の紹介や、活用希望廃校情報の公表等を通じて、廃校を「使ってほしい」自治体と、廃校を「使いたい」企業等とのマッチングを行っています。



**課題②への対応**

施設の基本情報や、外観写真、平面図等の情報を網羅的に掲載

千葉県	福川市	主基小学校	福川市成川35			
JR外房線・内房線安房福川駅から約7km		問い合わせ先	福川市 企画政策課地域戦略係 04-7093-7828			
用途地域	土地面積 (㎡)	構造 竣工年 用途区分	建築面積 (㎡) 延床面積 (㎡) 階数	募集内容	貸与・譲渡条件等	備考
都市計画区域外	7,530	鉄筋コンクリート S54	1,922	アイデア募集	・地域の振興や活性化につながること ・事業開始後も市の防災対策や防災機能の維持に協力すること(詳細は別途協議)	・校舎は耐震改修の必要あり ・旧給排水舎 (S56竣工・267㎡) が隣接
校舎		2				



**「みんなの廃校」プロジェクト  
廃校施設の有効活用  
－企業活用編－**

廃校施設の更なる活用促進のため、廃校施設の活用事例集を作成しましたので御活用ください。

酒蔵として活用

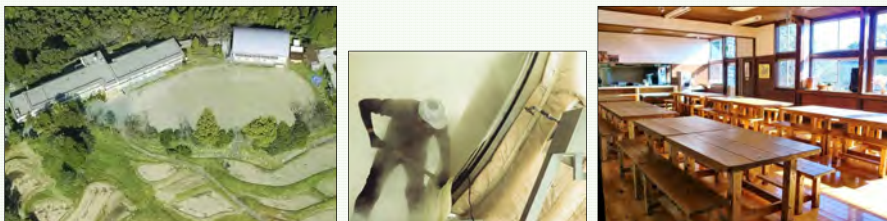
(旧水原小学校)

熊本県 菊池市

# 廃校施設の活用事例

## 酒蔵・体験型宿泊施設として活用 (旧水源小学校・旧菊池東中学校：熊本県菊池市)

- ◆ 売却益(約3,600万円)、雇用創出(酒蔵:7名、体験型宿泊施設:11名)、本来かかる維持管理費の減(各約200万円/年)等といった経済的効果。
- ◆ 同規模施設の新築と比較して、約1/1.2の経費で事業開始。
- ◆ 以下の集客効果。
  - ・酒蔵: 新酒まつりや工場内売店に多数の来場者。
  - ・体験型宿泊施設: 12,000名/年(うち1,700名宿泊)



## ITオフィスとして活用 (旧後野(うしろの)小学校：島根県浜田市)

- ◆ 賃料(約7万円/年)、雇用創出(5名)等といった経済的効果。
- ◆ 同規模施設の新築と比較して、約1/6の経費で事業開始。
- ◆ 併設の公民館を利用する地域住民や学生との交流を図り、地域の観光資源を利用した商品開発も行う。



## 生ハム工房として活用 (旧大鰐第三小学校：青森県大鰐町)

- ◆ 基幹産業である農業を軸に町内各産業が連携。地域ぐるみの6次産業化に成功。
- ◆ 木造建築の通気性の良さを活用し、町内の養豚場で育成した豚を加工。廃校を活用していることで注目度が向上。対外的にも評価。



## 宿泊・研修施設として活用 (旧湧川(わくがわ)小学校：沖縄県今帰仁村)

- ◆ 農業が基幹産業であることから、次世代の農業の担い手である若者や子供たち、都市生活者たちが、農業体験や食育体験を通じて盛んに交流し、地域が活性化。
- ◆ 修学旅行や企業研修等にも利用。



# 廃校施設等の活用に当たり利用可能な補助制度（平成30年度）

対象となる転用施設等	事業名	所管官庁		対象となる転用施設等	事業名	所管官庁		
地域スポーツ施設	スポーツ振興くじ(toto)助成 (地域スポーツ施設整備助成)	文部科学省	(独)日本スポーツ振興センター スポーツ振興事業部支援第二課 施設整備支援係 TEL:03-6804-3120	地域間交流・地域振興を図るための生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等 (過疎地域の廃校舎等の遊休施設を改修する費用が対象)	過疎地域等自立活性化推進交付金 (過疎地域遊休施設再整備事業)	総務省	自治行政局過疎対策室 TEL:03-5253-5111 (内線5536)	
埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うための設備整備事業	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 (国宝重要文化財等保存整備費補助金)	文化庁	文化財部記念物課管理係 TEL:03-5253-4111 (内線2876)					
児童福祉施設等 (保育所を除く)	次世代育成支援対策施設整備交付金	厚生労働省	子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室 調整係 TEL:03-5253-1111 (内線4960)	農業者等を含む地域住民の就業の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組に必要な施設	①農山漁村振興交付金(農泊推進対策) ②農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)	農林水産省	①農村振興局農村政策部都市農村交流課 TEL:03-3502-8111 (内線5451) ②農村振興局整備部地域整備課 (内線3098)	
保育所等	子育て支援対策臨時特例交付金 (安心子ども基金)			子ども家庭局子育て支援課予算係 TEL:03-5253-1111 (内線4837)	交流施設等の公共施設	林業成長産業化総合対策のうち 林業・木材産業成長産業化促進対策 (木造公共建築物等の整備)	林野庁	林政部木材利用課 TEL:03-3502-8111 (内線6127)
	保育所等整備交付金			子ども家庭局保育課予算係 TEL:03-5253-1111 (内線4837)	都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な施設	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	国土交通省	都市局市街地整備課 TEL:03-5253-8111 (内線32763)
	保育対策総合支援事業費補助金			子ども家庭局保育課(子育て支援課)健全育成推進室 TEL:03-5253-1111 (内線4847)	空家等対策計画策定済み、または空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域において、居住環境の整備改善に必要な宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等	社会資本整備総合交付金 (空き家再生等推進事業)	国土交通省	住宅局住宅総合整備課住環境整備室 TEL:03-5253-8111 (内線39394)
小規模保育事業所等	子育て支援対策臨時特例交付金 (安心子ども基金)	子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室 調整係 TEL:03-5253-1111 (内線4960)	都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な施設	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	国土交通省	都市局市街地整備課 TEL:03-5253-8111 (内線32763)		
放課後児童クラブ	保育所等整備交付金	子ども家庭局保育課予算係 TEL:03-5253-1111 (内線4837)	子ども家庭局保育課(子育て支援課)健全育成推進室 TEL:03-5253-1111 (内線4847)	空家等対策計画策定済み、または空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域において、居住環境の整備改善に必要な宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等	社会資本整備総合交付金 (空き家再生等推進事業)	国土交通省	住宅局住宅総合整備課住環境整備室 TEL:03-5253-8111 (内線39394)	
	保育対策総合支援事業費補助金	子ども家庭局保育課(子育て支援課)健全育成推進室 TEL:03-5253-1111 (内線4847)	子ども家庭局保育課(子育て支援課)健全育成推進室 TEL:03-5253-1111 (内線4847)	空家等対策計画策定済み、または空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域において、居住環境の整備改善に必要な宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等	社会資本整備総合交付金 (空き家再生等推進事業)	国土交通省	住宅局住宅総合整備課住環境整備室 TEL:03-5253-8111 (内線39394)	
障害者施設等	社会福祉施設等施設整備費補助金	社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 TEL:03-5253-1111 (内線3035)	社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 TEL:03-5253-1111 (内線3035)	基幹集落に暮らしの安心を支える複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」の形成推進に必要な施設	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	国土政策局地方振興課 TEL:03-5253-8111 (内線29543)		
私立認定こども園	認定こども園施設整備交付金	文部科学省	初等中等教育局幼児教育課 TEL:03-5253-4111 (内線3138)	「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけられ、地域再生法に基づく地域再生計画に認定される地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なもの(施設改修費等のハード事業の割合は、原則として全体事業費の1/2未満)	地方創生推進交付金	内閣府	地方創生推進事務局 TEL:03-5510-2151	
	保育所等整備交付金	厚生労働省	子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室 調整係 TEL:03-5253-1111 (内線4960)					
	子育て支援対策臨時特例交付金 (安心子ども基金)	文部科学省 厚生労働省	上記と同様					

# 財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化

国庫補助を受けて整備した建物を処分制限期間内に転用する場合には、文部科学大臣の承認（財産処分手続）が必要。原則、国庫補助相当額の国庫納付が必要であるところ、文部科学省では、**ほとんどの場合において国庫納付を不要とする**等、財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化を図っている。

平成27年7月1日付け通知

適正化法第22条		国庫補助を受けて整備した建物等を財産処分する場合には、文部科学大臣の「承認」が必要										経過後	
政令告示	期間	処分制限期間内										経過後	
通	財産処分内容	有償	無償					<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害等により全壊等した建物等の取壊し及び廃棄</li> <li>・単独で改築する建物等の取壊し</li> <li>・教職員住宅の無償による転用</li> <li>・教職員住宅の教職員以外の者への貸付け</li> <li>・認定こども園に係る幼稚園の財産処分(新制度対応)</li> <li>・特別支援学校の用に供するための建物等の転用並びに無償による貸与・譲渡</li> </ul> 他	文部科学大臣が特に認める場合	交付決定事項	内閣総理大臣による地域再生計画の認定を受けた場合	過去の財産処分に伴い、補助金等の全部に相当する金額の国庫納付が済んでいる場合	「処分制限期間」を経過した場合
		貸与・譲渡等	転用・貸与・譲渡・取壊し 国庫補助事業完了後10年未満 市町村合併計画に基づく場合 国庫補助事業完了後10年以上経過							他			
知	通知の概要	4(2)	4(1)②	4(2)	4(1)③	4(1)④	3(1)③	3(1)①	別表1	4(1)⑦	3(2)		
	地方公共団体の手続	承認申請					大臣への報告		承認申請	承認手続不要			
	承認の条件等	有	無	有	無					無			
	国庫納付金		国庫納付金相当額以上の基金積立										
	基金積立												

# 自治体によるSS過疎地対策計画 の策定について

平成30年5月  
資源・燃料部  
石油流通課



# SS過疎地問題の現状

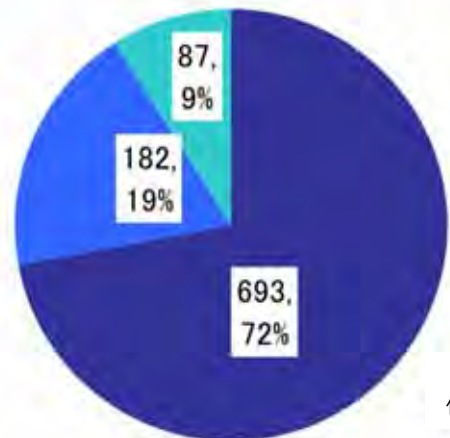
- 高齢者への冬場の灯油配送や自動車へのガソリンの給油などに支障を来す「SS過疎地問題」は全国的課題。市町村内のSS数が3か所以下の自治体として定義した「SS過疎地」は、全1,718市町村のうち312市町村(平成29年度末時点)。
- SS過疎地等に位置するSSに対する今後の事業継続意思についてのアンケートでは、「継続する」が72%であったが、他方で「未定」が19%、「廃業を考えている」が9%にのぼった。
- 石油製品需要の減少が引き続き見込まれる中、地域住民の生活環境の維持や災害時の燃料供給拠点を確保する観点からも、地域毎に持続可能な燃料供給体制の確保に向けた早急な取組が求められる。

## SS過疎市町村数の推移

	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末
0カ所	11	12	10
1カ所	71	75	79
2カ所	100	101	103
3カ所	106	114	120
合計	288市町村 (+5)	302市町村 (+14)	312市町村 (+10)

## SS過疎地等に位置するSSの今後の事業継続意思

■ 1. 継続する    ■ 2. 未定    ■ 4. 廃業を考えている



(図中の数字は  
上段：回答数,  
下段：%)

(※選択肢3.は、自由回答内容に基づき  
他の回答に振り分けを実施)

出所：SS過疎地実態調査（平成28年度資源エネルギー庁委託）

- 下記条件に該当する給油所(1,436か所)に対して郵送によるアンケート調査、および未回答者に対する電話ヒアリングを実施。1,436か所中1,041か所から回答を取得。
  - ✓ 市町村内のSS数が3か所以下の市町村に位置するSS
  - ✓ 居住地から一定道路距離圏内にSSが存在しない地域に位置するSS

# SS過疎地域でのSS維持に係る取組事例

## 【事例1】 和歌山県すさみ町 ～自治体によるSS再開～

### 経緯

- 8年前にSSが廃業し、最も近いSSまで13キロ離れてしまったため、地元住民にとって不便な状態が続いていた。
- すさみ町は、将来想定される震災対応の拠点を整備するため、平成27年に「道の駅すさみ」に隣接する閉鎖中のSSを買い取り、町営のSSとして再建した。

### 取組内容

- すさみ町は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域自立促進計画において、SS存続に向けた供給体制構築の検討を位置づけた。
- 資源エネルギー庁の補助金（約2千万円）も活用し、町が地下タンクを入れ換えるなどSSの整備を実施した。
- 地場のSS事業者である堀谷石油が、指定管理者となり、平成29年2月16日に運営を開始した。

【再開したSS】



【隣接する道の駅すさみ】



## 【事例2】 北海道占冠村(トマム地区) ～地方自治体と地域住民によるSS再開～

### 経緯

- 北海道占冠村トマム地区では、平成25年3月末に唯一のSSが閉鎖し、ガソリン給油するには30km離れたSSに行かなければならなかったなど地域住民は不便を強いられてきた。
- 村が実施した地区の住民アンケートにおいて、現在の暮らしでの不満や不安について、食料品や日用品の購入に次いで、SSがないことに関する回答が多数あり。
- 地域内住民の高齢化が進み小口の灯油配達注文が多く、配送にムラがあり負担も大きかった。

### 取組内容

- 村は住民の生活機能の維持及び防災の観点から、SS施設の維持に向けて検討を行いSS所有者と協議の後、平成28年3月末に閉鎖SSを村が購入し公設民営SSとして再開。
- 地場のSS事業者である北海石油が指定管理者となり、平成29年10月に運営を開始。

【公設民営方式で再開したSS】



# SS過疎地域でのSS維持に係る取組事例

## 【事例3】

### 奈良県川上村

#### ～村が出資する一般社団法人によるSSの継承～

#### 経緯

- 村内唯一のSSだった井上石油は社長夫婦で経営してきたものの、経営難に加えて後継者がいないことから、一昨年7月に年内の廃業を決めた。
- 危機感を抱いた川上村が、奈良県石油商業組合や全石連の協力を得て協議会を立ち上げ、SSの存続のための方策を検討した結果、川上村が出資する一般社団法人「かわかみらいふ」が運営を引き継ぐこととなった。

#### 取組内容

- かわかみらいふは、村民9名を雇用し、地元企業の吉野ストアと連携した移動スーパー事業、ならコープと連携した日用品・生活雑貨等の宅配事業等の買物弱者支援を手がけている(内閣府の地方創生加速化交付金を活用した事業)。
- SS施設は井上石油が村に無償で譲渡し、井上社長夫妻はSS運営・経営を引き続きサポートしている。
- 昨年4月に公営のSSとして営業を開始した。

【引き継いだSS】



【日用品の宅配事業の様子】



## 【事例4】

### 秋田県仙北市

#### ～実証事業を活用した厳寒地におけるSS経営の多角化～

#### 経緯

- 中央商会は、地域唯一のSSとして豪雪山間部の生活維持に不可欠な存在であるものの、厳しい経営が続き、消防法規制対応の負担等のため、存続の危機に直面していた。
- 地域内住民の高齢化が進み小口の灯油配達の仕事が多く、配送にムラがあり負担も大きかった。

#### 取組内容

- 中央商会・全石連・資源エネルギー庁は仙北市と対応を協議し、仙北市が対策のためのコンソーシアムを立ち上げた。
- 中央商会は、資源エネルギー庁の予算を活用し、SSの地下タンクの漏洩防止等を実施し、地域エネルギー拠点としての強化を図った。
- 地域住民21世帯に灯油のホームタンク(200ℓ)を配置し、各家庭の備蓄量を増やすことによって、大雪による孤立事態への備えを強化するとともに、一回当たりの配送量を増やし、配送効率を向上。
- さらに、住民の協力も得ながら、配送する曜日を集約させるなどの実証を実施した。

【中央商会のSS】



【ホームタンクへの給油の様子】



# 課題認識・検討プロセスの強化

- 4つのプロセスのうち、①課題の認識、②検討のプロセスが進んでいかない現状の改善が求められている。
- いざSSが閉鎖する段階になって、はじめて課題認識する事態を招いた場合、取り得る対策の選択肢が狭まり事態打開がより一層困難となる。先行事例を見ても、数年にわたる丁寧な地元での調整があって可能となるアプローチが多いことから、地元の課題を早期に見据えて共有し、計画を作り、実行に移していくことが求められる。

## 4段階のプロセス

課題の認知

検討

実践

評価・改善

## 課題認識・検討プロセスの強化

関係者で協議  
(協議会設置も有効)

市町村毎の  
対応策を検討  
・目標期日  
・目標SS数等

SS過疎地対策  
計画の策定

## SS過疎地協議会によるサポート

SS過疎地対策協議会としての支援内容

- ・SSの販売量・経営継続見込み等の情報提供
- ・SS立地情報把握システムによる域内のSS立地の情報提供
- ・SS過疎地実態調査の結果報告の共有
- ・都道府県石油組合、関連石油元売会社等との橋渡し

等

# 対策検討支援事業について

- 30年度は、自治体等によるSS過疎地対策計画の策定を支援するほか、過疎地SSの先進的なビジネスモデル構築やコスト低減等に資する技術開発等に係る実証を進めていく。
- それに先立ち、昨年度、SS過疎自治体を含む関係者の対話・協議の場として、群馬県等でフォーラム形式の検討会を開催。下仁田町で第1号の「SS過疎地対策計画」を策定。

## SS過疎地対策検討支援事業について

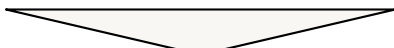
- 予算額：2億円（平成30年度）
- 事業内容：
  - SS過疎地計画策定支援事業（新規）**
    - ・補助上限1,000万円
    - ・申請主体はSS過疎地域を含む市町村
  - 流通網再構築実証事業（拡充）**
    - ・補助上限2,500万円  
(自治体がSS過疎地対策計画を策定している場合は3,000万円)
    - ・申請主体はSS事業者、コンソーシアム形成自治体等
  - 技術開発実証事業（拡充）**
    - ・補助上限5,000万円
    - ・申請主体はSS事業者等
- 公募期間：5月16日～6月29日

## 下仁田町のSS過疎地対策計画

【町の現状】  
✓ 東西に長い地形、人口減少・高齢化



【SSの位置づけ】  
✓ 既存のインフラ活用による効率的な燃料供給を指向  
✓ 本来SSが持つ防災対応機能を強化  
✓ 撤退・縮小するサービスをSSが地域公共インフラとして補完



【計画方針】  
過疎地SSの新たな形態として、SSの設備を活用し、防災拠点としての機能を付与するとともに、住民サービスの一翼を担う存在として位置づけ。長期的には生活機能等を集約し西部地区の拠点とする。

- ✓ 防災拠点として防災倉庫・被災時の前線基地として機能、災害時のパトロール・初期対応を実施
- ✓ 灯油配送時の見守りサービス